

福智町立神崎保育所民営化移管先法人選定評価基準

福智町立神崎保育所民営化移管先法人選考委員会要綱第9条の規定により、民営化移管先法人選考評価基準を下記のとおり定めるものである。

1. 申込書類審査評価点

様式番号	様式名		配点	
	(細目No.)	(細目名称)	(細目配点)	合計
様式4	保育所運営の状況			(35)
	(1)	実地調査対象となる保育所		
	(2)	保育理念・基本方針・目標 等		
	(3-1)	配慮を要する児童への対応(障がい児)	(1 ~ 5)	
	(3-2)	配慮を要する児童への対応(アレルギー症児)	(1 ~ 5)	
	(3-3)	配慮を要する児童への対応(要支援児童)	(1 ~ 5)	
	(3-4)	食育の取組み	(1 ~ 5)	
	(3-5)	地域の子育て支援・地域との連携	(1 ~ 5)	
	(3-6)	人材育成	(1 ~ 5)	
(4)	保護者負担金について	(1 ~ 5)		
様式5	保育所職員(施設長及び常勤保育士)一覧表【職員一覧】			
様式6	法人が運営する認可保育所一覧表【認可施設】			
様式7	所轄庁による法人への監査の状況について		1 ~ 10	10
様式8	所轄庁による保育所(施設)への監査の状況について		1 ~ 5	5
様式9	法人の状況		1 ~ 10	10
様式10	借入金返済計画表		1 ~ 10	10
様式11	法人役員等名簿			
様式12	履歴書(理事長)			
様式13	履歴書(理事)			
様式14	履歴書(監事)			
様式15	保育所(施設)職員一覧表		1 ~ 5	5
様式16	法人の財務状況		1 ~ 10	10
様式18	履歴書(施設長予定者)		1 ~ 10	10
様式19	履歴書(主任保育士予定者)		1 ~ 10	10
様式20	【資金収支予算計画】		1 ~ 15	【15】
様式21	【職員採用計画】		1 ~ 20	【20】
書類審査合計				105

※1 上記の審査採点は下の表の基準を用い事務局が行う。()は歴あり、【 】は歴なし配点

採点基準	点数			
非常に良い、非常に優れている	5点	10点	15点	20点
良い、優れている	4点	8点	12点	16点
【基準点】 普通、中程度	3点	6点	9点	12点
やや劣る	2点	4点	6点	8点
劣る	1点	2点	3点	4点

2. 選定委員選考評価基準

審 査 項 目		配 点
①	応募の動機について	20
②	保育所運営にあたって運営方針の考え方	20
③	各年齢に応じた保育内容についての考え方	20
④	職員研修についての考え方	20
⑤	施設長のリーダーシップについての考え方	20
⑥	給食に対する考え方	20
⑦	保育所の衛生管理に関する考え方	20
⑧	保育時間についての考え方	20
⑨	家庭との連絡・連携についての考え方	20
⑩	制服、教材等の保育料以外の保護者からの費用徴収についての考え方 (送迎バス運行についての考え方も含む)	20
⑪	自主事業に関する提案	20
⑫	地域との関わりに関する提案	20
⑬	保育所建物の改築に関する提案	20
合計（13項目）		260

(1) 採点基準

採点基準	点数
非常に良い、非常に優れている	20点
良い、優れている	14点
【基準点】 普通、中程度	10点
やや劣る	6点
劣る	2点

(2) 選定の方法等

- ①各委員は、審査項目ごとに「(1) 採点基準」に基づき採点を行う。
- ②1事業者からの応募である場合は、合計点数が選定基準点以上であるかを審査するものである。
- ③選定基準点は、配点平均値である基準点を評価した場合の委員9人の合計点である1,170点であり、これに満たない法人は不適格とする。
- ④選定基準以上であっても、全委員が2点（劣る）と評価した項目が1項目以上ある法人は不適格とする。
- ⑤選定委員選考評価点で最終選考とする。
※評価点が同数等の場合、書類審査評価点の合計点数で最終選考とする。
- ⑥選定のための審査は、非公開とする。
- ⑦委員が法人と利害関係にある場合には、審査に参加できないものとする。